

## 地域活動支援センターむゆる館からのお知らせ

### 緊急事態宣言発令に伴い、新たな利用制限を設けます

※期間：5/24～6/20（緊急事態宣言発令期間）

沖縄県に緊急事態宣言が発令されたこと、石垣市内で新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、新たに利用制限を設けて活動させていただきます。



#### 利用に関する注意事項



① 館内で活動できる人数は午前3人、午後3人です。

※来所人数によっては利用をお断りする場合があります。

② マスク着用の徹底をお願いします。



③ 事業所等が午前のみとなった場合、午後からむゆる館を利用する事は出来ません。

※感染拡大防止を目的に時間を短縮していると思うので、外へ出歩かず他人との接触を避けて自宅等で過ごすようにしてください。

④ 島外へ出た方、島外へ出た方との接触がある方はむゆる館の利用をお控え下さい。

※1週間経過後、体調に変化がなければ利用可能です。

⑤ 2週間以内に発熱(37.5℃以上)があった方は利用をお控え下さい。

⑥ せきやのどの痛みなど、体調に変化のある方は利用をお控え下さい。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します



電話での連絡は随時受け付けておりますので、「話がしたい」時や「話をきいてほしい」といった場合などはお気軽に連絡下さい。

お待ちしております。



石垣市社会福祉協議会 地域活動支援センターむゆる館

電話番号：(0980) -87-5595

